

畜産環境アドバイザーのひろば

悪臭苦情対策マニュアルについて

愛知県農林水産部畜産課

環境・経営G 主査 江本 行宏

畜産環境情報第39号の「畜産環境アドバイザーのひろば」で、長野県の白井さんが臭気苦情への対応についてまとめられています。

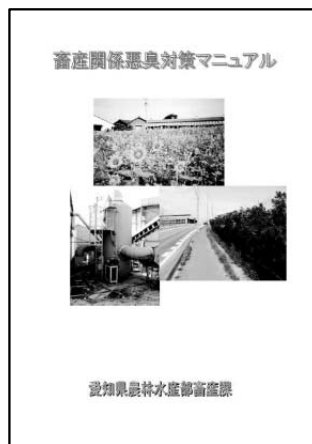
臭気苦情についてはどの地域でも苦勞していると思いますが、本県では、指導機関のための手引きとして平成19年3月に「畜産関係悪臭対策マニュアル」を作成しましたので、参考になればと思いご紹介します。

1. マニュアル作成の経緯とねらい

混住化が進展している本県では、畜産経営から発生する臭気が原因で近隣とのトラブルが深刻化する恐れが高く、毎年60件程度の悪臭関係苦情が発生しています。加えて、平成18年度からは、本県においても臭気指数規制が導入されています。

しかしながら臭気対策は、根本的には「きれいな畜舎とすばやく確実なふん尿処理」に尽きるとはいえ、実際の悪臭苦情では苦情申立者との感情問題等が絡むことも多く、問題を複雑にしています。また、たい肥化や汚水処理に比べて指導者が少なく、苦情時の農家指導においても、具体的な原因究明や改善策のポイントが十分に指導機関に浸透していない状況です。

このため、指導する県機関や市町村の畜産担当者に実際に役立つよう、純粋な「臭気対策」より現場レベルでの「悪臭苦情対策」に重点を置いてマニュアルを作成しました。



2. マニュアルの構成

このマニュアルでは、まず、悪臭苦情に関する指導体制を明確にした上で、苦情申立者への対応、現地等調査の内容と実施手順及び畜産農家等への指導について記載しました。

また、現地調査において実施する臭気測定の方法や脱臭技術の紹介、畜産農家が普段実施すべき悪臭防止対策のチェックリスト等を県農業総合試験場に執筆いただくとともに、対応の具体的な事例や脱臭資材の解説等について既存資料等から抜粋して記載しました。

なお、畜産農家に十分な指導をしているにもかかわらず、双方の理解が得られず解決が困難な場合の対策として、「公害紛争処理制度」の紹介も加えました。

3. 悪臭に対する現地調査・指導の方法

マニュアルに記載した調査指導の方法について、概要を紹介します。

(1) 悪臭苦情に対する指導体制

悪臭防止対策は、悪臭防止法に基づき市町村が所管していますが、畜産環境対策の観点から県による指導も必要です。

このため、県は市町村の主体性を尊重しつつ、市町村等から協力を求められた場合は、地元の農林水産事務所農政課と農業改良普及課、家畜保健衛生所等で構成する指導班により、処理・指導に当たるものとしています。

(2) 苦情申立者への対応

悪臭防止法の窓口である市町村の環境部局以外に苦情申立があった場合、申立者にはその旨を説

明する必要がありますが、この場合でも、いわゆる「たらい回し」の印象を与えないよう注意が必要です。このため、環境省の「臭気対策行政ガイドブック」から必要部分を抜粋しました。

その概要を以下に示します。

- ア 感情的になりやすいので、話を良く聴く。
- イ プライバシー保護に十分注意した上で、できるだけ氏名や場所を明かすよう働きかける。
- ウ 法規制の現状を説明し、規制対象外の申出の場合は話し合いでの解決が必要な旨伝える。
- エ 申立者には処理経過を適宜連絡する。

(3) 現地調査の実施

苦情受付後は、市町村と連携し早急に指導班による現地調査を実施することとしています。

調査の主な項目は、次のとおりです。

- ①苦情申立者宅周辺の調査
(申立者や住民から被害状況等を聴取)
- ②事業場の概要 (経営状況等)
- ③悪臭発生原因 (具体的な発生場所特定)
- ④悪臭防止対策
(発生源等に応じた具体的対策を検討)

特に③・④については、環境庁(当時)の「悪臭防止技術改善普及推進調査結果報告書」に示された「臭気発生の見極め表」が有効と考えられたため、これを改変して掲載しました。

この「臭気発生の見極め表」は、臭気発生源や発生要因を突き止め、改善を加える基礎的な手順を示しています。

例えば豚舎内からの臭気発生の場合、「A豚舎構造→B房内構造→Cふん尿溝構造→D舎内外清掃方法→Eふん尿搬出方法」の順に構造等と臭気強度をチェックすることで、場所と原因を特定するとともに、それぞれに応じた改善策を明記してあります。

また、感情問題が含まれている場合として、植樹、敷地内舗装などによる美化や、懇談会等による融和対策にも言及しており、現場レベルでの検討に適しています。

(4) 畜産農家等への対応

上記で検討した結果を農家等に指示・指導して一刻も早い解決をめざします。

なお、加害者意識のない農家等に対しては、法規制の説明などにより、付近住民に被害を与えている事実を認識させる必要があります。

4. 公害紛争処理制度の概要

畜産農家等が臭気対策に努力し悪臭防止法に抵触しない段階まで改善してもなお、苦情申立者の理解が得られず解決が困難な場合は、法律(公害紛争処理法)に基づく公害紛争処理制度を利用することにより、有効な解決が図られる場合があります。

マニュアルでは、愛知県のホームページから本県の制度(愛知県公害審査会)の概要を抜粋しました。皆さんの地域でも大体同様だと思いますので、一度確認してみてください。

(1) 愛知県公害審査会とは

公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場で、あっせん、調停又は仲裁を行う組織で、弁護士や学識経験者で構成されています。

あっせん	委員が紛争の当事者間に入って、交渉が円滑に行われるよう仲介すること。
調停	調停委員会が紛争の当事者を仲介し、双方の互譲による合意に基づいて解決を図ること。
仲裁	紛争の当事者双方が仲裁委員会に解決を委ね、判断に従うことを約束することで解決を図ること。

(2) 審査会が扱う紛争とは

事業活動その他、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる典型7公害(悪臭を含む)に関する民事上の紛争です。

「相当範囲にわたる」とは、人的・地域的に広がりがあるといふ趣旨です。また、将来発生する恐れのあるものも含まれます。

(3) 制度を利用できるのは

紛争の当事者であれば、被害者、加害者いずれからも申請できます。

申請は、審査会事務局(県環境部)に事前相談の上、所定の事項を記載した申請書に手数料相当額の県証紙(あっせんの場合は不要)を添えて提出します。

(4) 調停とはどういう仕組みか

公害紛争処理制度の中で最も多く利用されているのが調停です。調停では、調停委員会が紛争解決に向けて当事者双方に積極的に働きかけを行い、合意点を探ります。

調停の手続は非公開で行われ、当事者双方が出席して調停委員会に意見等を説明し、調停委員会は、意見や現地調査等をもとに相互の譲歩を図って調整や助言を行い、調停案を提示してこれを受け入れるよう説得を行います。

そして、当事者間に合意が成立すると、その合意は民法上の和解契約としての効力を有します。

しかし、合意が成立する見込みがないと判断したときは、調停委員会は調停を打ち切ります。

なお、調停の申請手数料は、損害賠償請求額等によって算定されますが、価額の算定が不可能な場合は、その価額を500万円とみなし、手数料は愛知県の場合3,800円となります。

5. スーパーアドバイザー研修での議論

このマニュアルの内容については、平成19年度スーパーアドバイザー研修を受講した際に情報提供し、参加者全員で悪臭対策について議論しました。

その結果、苦情の受付や申立者への説明は本来市町村の環境担当が行うべきであるものの、現場では畜産サイドに廻される場合も多いことから、体制の適正化に向けて環境サイドと調整を図っていく必要があるとの意見が大勢を占めました。

また、公害紛争処理制度については、悪臭対策は農家の努力が苦情申立者に伝わることも少なく、際限ない対策を要求されがちなため、改善目標を悪臭防止法の規制値におき、達成してもなお苦情問題が解決しない場合は、制度利用も一つの方法であるとの共通認識が得られました。

第三者機関の専門家による公平な助言が期待でき、加害者からの申請も可能であり、手数料も案外安いようなので、畜産農家が最大限努力しているにもかかわらず苦情申立者の過度な要求に苦慮している場合は、活用してみてもいかがでしょうか。

